

令和元年度山形市薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、環境に優しい木質バイオマスを燃料とする暖房機（以下これらを単に「ストーブ等」という。）の普及を促進することにより、森林資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与するため、ストーブ等を新たに設置する者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となるストーブ等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薪ストーブ 薪（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用する暖房機をいう。
- (2) ペレットストーブ 木質ペレット（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用する暖房機をいう。
- (3) ボイラー 薪、木質ペレット又は木質チップ（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用するボイラー設備による暖房機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この市の市税に滞納のない個人又は法人
- (2) 市内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅又は市内の事務所等にストーブ等を新たに設置し、かつ、当該ストーブ等を5年間以上使用することができるものと認められるもの
- (3) 令和元年度中にストーブ等の設置が完了し、現地確認が可能であるもの
- (4) 次の事項について遵守できるもの
 - ア ストーブ等を適正に管理するとともに、効率的に運用すること
 - イ 薪、ペレット、チップ等の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑にならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応すること
 - ウ 薪ストーブにおいては、乾燥の不十分な薪及び防腐処理や塗装の施された木材並びに廃棄物等の健康を害するおそれのあるものについて、一切これを燃焼させないこと
 - エ 火災の予防に十分に注意すること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ストーブ等本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る直接経費とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額は含めない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とし、10万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) ストープ等を設置する住宅又は事務所等の位置図
- (3) ストープ等の設置箇所の見取図
- (4) 誓約書（別記様式第2号）
- (5) 設置するストーブ等のカタログの写し
- (6) 工事見積書
- (7) 納税証明書
- (8) ストープ等の設置前の現況写真。ただし、新築住宅へのストーブ等の設置などの理由により、添付が困難な場合は、可能になり次第提出するものとする。

(条件等)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、前条第6号の工事見積書に記載されている工事費の額の30パーセントを超える増減以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、計画変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 事業実績報告書の提出期限は、ストーブ等の設置を完了した日から起算して10日以内とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第1号）
- (2) ストープ等の設置工事費に係る領収書の写し
- (3) ストープ等の設置後の状況写真

(協力)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、ストーブ等並びに薪、木質ペレット及び木質チップの使用に関する情報の提供及びその調査への協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

誓 約 書

私は、山形市薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金の交付申請を行うに当たり、次に掲げる事項について遵守することを誓約いたします。

- （1）山形市薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金により購入したストーブ等は、適正に管理するとともに、効率的に運用します。
- （2）ストーブ等の利用に当たっては、薪、ペレット、チップ等の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑にならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- （3）薪ストーブにおいては、乾燥の不十分な薪及び防腐処理や塗装の施された木材並びに廃棄物等の健康を害するおそれのあるものについて、一切これを燃焼させません。
- （4）火災の予防に十分に注意します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

（宛先）山形市長

（宛先）山形市長

（申請者）

〒 -

住 所.....

連絡先TEL.....

フリガナ

氏 名.....⑩

計画変更(中止)承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた山形市薪ストーブ等利用拡大支援事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 経費の配分（予定）

事業区分	（※）補助対象経費 (C) = (A) + (B)	負担区分	
		市 (A) = (C) / 3 (10万円以下)	自己負担 (B)
事業費 (変更前)	円	円	円
事業費 (変更後)	円	円	円

（※）上記3の補助対象経費とは、山形市薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、ストーブ等本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る直接経費をいう。

- 4 添付書類
 - (1) 変更後の工事見積書
 - (2) その他

5 設置完了（予定）年月日 年 月 日